非営利法人委員会実務指針第41号

地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い  
及び監査報告書の文例

2017年９月25日

改正　2019年７月18日

改正　2020年４月９日

改正　2021年８月19日

最終改正　2024年３月18日

日本公認会計士協会

項番号

Ⅰ　本実務指針の適用範囲

１．適用範囲 1

２．背景 4

Ⅱ　財務報告の枠組み

１．財務報告の枠組み 9

２．法令等に定める計算書類及び監査対象 12

Ⅲ　監査上の取扱い

１．監査上の留意事項 13

２．その他の記載内容 14

３．記載順序 15

４．地域医療連携推進法人の認定初年度等の取扱い 16

Ⅳ　適用 17

付録　独立監査人の監査報告書の文例

# 《Ⅰ　本実務指針の適用範囲》

## 《１．適用範囲》

１．本実務指針は、地域医療連携推進法人における法定監査上の取扱いについてまとめたものである。

２．本実務指針の適用に際し関連する監査基準報告書は、主に以下のとおりである。

・　監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」（以下「監基報210」という。）

・　監査基準報告書570「継続企業」

・　監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」

・　監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」

・　監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」

・　監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下「監基報720」という。）

なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準報告書と併せて理解することが求められる（監査基準報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」第17項から第19項及び第21項）。

３．本実務指針は、監査基準報告書に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

## 《２．背景》

４．2015年（平成27年）９月の医療法の改正により、地域医療連携推進法人制度が新たに創設された。2015年（平成27年）度から、各都道府県において、地域医療構想の策定を進め、医療提供体制の整備を図ることとされているが、その達成のための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新しい制度として、地域医療連携推進法人制度が創設された。

地域医療連携推進法人制度は、医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人の医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定する仕組みであるとされている（「地域医療連携推進法人制度について」（平成29年２月17日 医政発0217第16号厚生労働省医政局長通知））。

４－２．さらに、2023年（令和５年）５月の医療法の改正により、2024年（令和６年）４月１日から、都道府県知事の医療連携推進認定を受けることができる一般社団法人の参加法人等（医療法第70条第１項の参加法人等をいう。以下同じ。）として、一定の要件の下、次に掲げる者（以下「個人」という。）が追加されることとなった（「「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（令和５年５月19日 医発0519第７号、老発0519第１号、保発0519第１号 厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知、以下「令和５年局長通知」という。）第２　７(7)ア）。

(1) 医療連携推進区域（医療法第70条第１項の医療連携推進区域をいう。以下同じ。）において、病院等（医療法第70条第１項の病院等をいう。以下同じ。）を開設する者（法人を除く。）

(2) 医療連携推進区域において、介護事業等（医療法第70条第１項第２号の介護事業等をいう。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する者（法人を除く。）

５．2015年（平成27年）９月の医療法の改正では、地域医療連携推進法人は、その規模等にかかわらず、認定を受けた会計年度から公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による監査を受けなければならないとされた。

５－２．一方、2023年（令和５年）５月の医療法の改正に伴い、2024年（令和６年）４月１日から、公認会計士等による監査について、次のとおり定められることとなった。

(1) 公認会計士等の監査について、参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資（以下「資金の貸付け等及び出資」という。）を行わない旨を定款で定め、かつ、事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当しない地域医療連携推進法人にあっては、これを要しないものとする（令和５年局長通知第２　７(7)ウ、医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第51条第５項）。

(2) 医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第51条第５項の厚生労働省令で定める基準は、最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上であることとする（医療法施行規則第39条の22の２）。

次の表は、2023年（令和５年）５月の改正医療法に基づく公認会計士等の監査の対象となる地域医療連携法人について整理したものである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | 厚生労働省令で定める基準に該当する | 厚生労働省令で定める基準に該当しない |
| 参加法人等が法人のみ | 資金の貸付け等及び出資を行わない旨を定款で定めていない | 公認会計士等の監査を要する | |
| 資金の貸付け等及び出資を行わない旨を定款で定めている | 公認会計士等の監査を要する | 公認会計士等の監査を要しない |
| 参加法人等に個人を含む（※） | 資金の貸付け等及び出資を行わない旨を定款で定めている |

※　参加法人等に個人を含む場合には、資金の貸付け等及び出資を行わない旨を定款で定めていることが地域医療連携推進法人として認定する際の要件とされている（医療法第70条の３第１項第４号）。

６．地域医療連携推進法人に対しては、医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第51条第２項の規定により作成する貸借対照表及び損益計算書の作成のための会計処理の方法として2017年（平成29年）３月21日に「地域医療連携推進法人会計基準」（平成29年厚生労働省令第19号）が公布され、併せてその内容を補足する通知として「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成29年３月21日 医政発0321第５号 厚生労働省医政局長通知、以下「運用指針」という。）が発出された。

地域医療連携推進法人は、前述の厚生労働省により制定された「地域医療連携推進法人会計基準」が適用されることになる。

７．本実務指針はこれらの制度の制定を踏まえ、厚生労働省令において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成された地域医療連携推進法人の計算書類の監査に対応するための一般的指針として作成したものである（なお、本実務指針において「計算書類」とは、地域医療連携推進法人が「地域医療連携推進法人会計基準」に基づいて作成する貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録をいう。）。

８．本実務指針の取りまとめに当たっては、Ⅱにおいて、財務報告の枠組みについて言及し、Ⅲにおいて、監査報告書の文例を作成する前提として監査上の取扱いについて検討を行い、付録の文例を作成した。

８－２.さらに、企業会計審議会から2018年７月５日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたことに伴い、関連する監査基準報告書が改正された。本実務指針は、当該監査基準報告書の改正を受け、独立監査人の監査報告書の文例の改正を行うとともに、一部内容の見直しを行ったものである。

８－３.企業会計審議会から2019年９月３日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」が公表されたことに伴い、関連する監査基準報告書が改正された。本実務指針は、当該監査基準報告書の改正を受け、独立監査人の監査報告書の文例のうち除外事項付意見の文例を改正したものである。

８－４.企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」（2020年11月６日）が公表された。また、2021年５月12日付けの公認会計士法の改正において、監査報告書への押印が廃止され、監査報告書等の交付を電磁的方法により行うことが可能となったこと等に対応して、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び公認会計士法施行規則においても関連する改正が行われた。これらの改正に伴い、関連する監査基準報告書が改正された。本実務指針は、当該監査基準報告書の改正を受け、独立監査人の監査報告書の文例を改正したものである。

# 《Ⅱ　財務報告の枠組み》

## 《１．財務報告の枠組み》

９．地域医療連携推進法人会計基準及び運用指針は、いずれも広範囲の利用者及び共通する財務情報に対するニーズに基づき厚生労働省により策定されたものであり、法令により規定されている財務報告の枠組みは、反証がない限り、一般目的の財務諸表のために受入可能であると推定されることから、一般目的の財務報告の枠組みとして受入可能であると推定される（監基報210のA9項）。

10．医療法施行規則第39条の22により読み替えて準用する医療法施行規則第33条の２の５第１項第２号において、地域医療連携推進法人の計算書類に対する公認会計士等の監査意見については「財産目録、貸借対照表及び損益計算書が法令に準拠して作成されているかどうかについての意見」が求められている。

地域医療連携推進法人は一般社団法人が認定を受けた法人ではあるが、認定時からその後の業務運営に至るまで医療法の規制を広く受ける法人であり、その具体的な制度内容においては同じく医療法の規制を受ける医療法人の制度内容を参考として制定されているところも多く、計算に関する規定も医療法人の規定を広く準用している。このような法令制定上の趣旨から、公認会計士等の監査意見についても医療法人と同様の意見を求めることとされたものである。

11．地域医療連携推進法人が適用すべき地域医療連携推進法人会計基準及び運用指針は、会計基準において追加開示の明示的な規定を定めており、また、医療法人会計基準にあるような簡便的な会計処理の取扱いを設けておらず、その他の会計処理や表示においても、公益法人、社会福祉法人等の非営利法人における会計基準と大きく異なる緩やかな取扱いも存在しないことから、財務報告の枠組みとしては適正表示の要件を満たしているものと考えられる。

一方で、地域医療連携推進法人は同じ医療法の規制を受ける医療法人と同様の取扱いとする上述の法令制定に至る考え方も理解できるものと考えられる。したがって、財務報告の枠組みとしては適正表示の要件を満たしているものの、監査意見の表明においては、医療法施行規則に従い、財産目録、貸借対照表及び損益計算書が法令に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明することとする。

## 《２．法令等に定める計算書類及び監査対象》

12．地域医療連携推進法人（その定款に医療法第70条第２項第３号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人のうち、その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当しない者を除く。）は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について公認会計士等の監査を受けなければならないこととされている（医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第51条第５項）。

# 《Ⅲ　監査上の取扱い》

## 《１．監査上の留意事項》

13．地域医療連携推進法人会計基準及び運用指針では、貸借対照表等に関する注記において医療連携推進目的取得財産残額を注記するものとされている。また、財産目録においても、法人全体の純資産の内訳として医療連携推進目的取得財産残額の記載が求められており、財産目録の医療連携推進目的取得財産残額の金額は、純資産増減計算内訳表の医療連携推進業務会計の期末純資産残高と同額を記載することとされている。

純資産増減計算内訳表は附属明細表の一つとして直接監査の対象とはなっていないが、純資産増減計算内訳表において算定・表示される医療連携推進目的取得財産残額が貸借対照表等に関する注記及び財産目録における表示金額となることから、純資産増減計算内訳表の収益・費用の配分方法の妥当性についても十分留意する必要がある。

## 《２．その他の記載内容》

14．その他の記載内容とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容をいう。その他の記載内容は、通常、財務諸表及びその監査報告書を除く、企業の年次報告書に含まれる財務情報及び非財務情報である（監基報720第11項(1)）。

また、年次報告書とは、法令等又は慣行により経営者が通常年次で作成する単一又は複数の文書であり、企業の事業並びに財務諸表に記載されている経営成績及び財政状態に関する情報を所有者（又は類似の利害関係者）に提供することを目的としているものをいう。年次報告書には、財務諸表及びその監査報告書が含まれているか、又は添付されており、通常、企業の動向、将来の見通し、リスク及び不確実性に関する情報並びに企業のガバナンスに関する情報が含まれる（監基報720第11項(3)）。

地域医療連携推進法人における年次報告書としては、医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第51条第１項に規定する事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書（注記を含む。）、関係事業者との取引に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表が該当する。

地域医療連携推進法人は、毎会計年度終了後２月以内に厚生労働省令で定めるところにより、事業報告書等を作成しなければならないとされているが、当該事業報告書等には計算書類及びその監査報告書が含まれており、通常、法人の動向、将来の見通し、リスク及び不確実性に関する情報並びに法人のガバナンスに関する情報も含まれていることから年次報告書に該当する。

## 《３．記載順序》

15．「継続事業の前提に関する重要な不確実性」区分、追記情報（強調事項又はその他の事項）及び「その他の記載内容」区分の記載順序については、通常、利用者にとって関心の高い情報、つまり相対的重要性に関する監査人の判断によって決定する。

## 《４．地域医療連携推進法人の認定初年度等の取扱い》

16．一般社団法人が、会計年度の途中において地域医療連携推進法人の認定を受けた場合には、当該認定を受けた会計年度の期首から地域医療連携推進法人会計基準を適用することになるとされており、加えて地域医療連携推進法人へ移行を検討している一般社団法人については、あらかじめ地域医療連携推進法人会計基準の適用を想定して区分経理しておくことが望まれるとされている。また、一般社団法人が、会計年度の途中において地域医療連携推進法人の認定を受けた場合であって、定款に資金の貸付け等及び出資を行わない旨の定めがない場合の公認会計士等による監査の対象期間については、認定を受けた年度の期首から期末までの期間を対象とすることとされている（「地域医療連携推進法人制度について（Ｑ＆Ａ）」（平成29年４月20日 厚生労働省医政局医療経営支援課事務連絡、以下「平成29年事務連絡」という。） 別添２ 地域医療連携推進法人会計基準等について（Ｑ＆Ａ）Ｑ２及びＱ４、「地域医療連携推進法人制度について（Ｑ＆Ａ）」（令和６年１月17日 厚生労働省医政局医療経営支援課事務連絡、以下「令和６年事務連絡」という。） 別添 Ｑ１）。

地域医療連携推進法人が、その定款に資金の貸付け等及び出資を行わない旨を定め、かつ、厚生労働省令で定める基準に該当しない場合の公認会計士等による監査の対象期間については、次のとおりとされている（令和６年事務連絡 別添 Ｑ１からＱ３）。

(1) 2024年４月１日以降、会計年度の期間中に資金の貸付け等及び出資を行わない旨を定める定款変更の認可を受けた場合

当該会計年度の期間中に、定款に資金の貸付け等及び出資を行わない旨が定められていない期間がある場合は、その全期間を対象とした公認会計士等による監査を受けなければならない。

(2) ３月31日決算日の地域医療連携推進法人であって、2024年３月31日までに資金の貸付け等及び出資を行わない旨を定める定款変更の認可を受けている場合

2024年４月１日から開始する会計年度について、公認会計士等による監査を受けなくてよい（ただし、当該会計年度期間中に資金の貸付け等及び出資を行わない旨の定めに係る定款を変更していないこと）。

これら平成29年事務連絡及び令和６年事務連絡により、地域医療連携推進法人会計基準に従って作成された計算書類に対して監査を実施し、監査意見を表明するが、地域医療連携推進法人の認定及び定款変更の時期並びに厚生労働省令で定める基準に該当するか否かにより、公認会計士等による監査の対象期間が異なることに留意する。

# 《Ⅳ　適用》

17．本実務指針は、2017年４月２日以降に、地域医療連携推進法人としての認定を受けた会計年度から行われる監査から適用される。

18.「非営利法人委員会実務指針第41号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」（2019年７月18日）については、2020年３月31日以後終了する会計年度に係る監査から適用する。

19.「非営利法人委員会実務指針第41号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」（2020年４月９日）については、2020年３月31日以後終了する会計年度に係る監査から適用する。

20.「非営利法人委員会実務指針第41号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」（2021年８月19日）については、2022年３月31日以後終了する会計年度に係る監査から適用する。ただし、2021年３月31日以後終了する会計年度に係る監査から適用することができる。また、2021年５月12日付けの公認会計士法の改正を踏まえた改正については、2021年９月１日以降に提出する監査報告書から適用する。

21.「非営利法人委員会実務指針第41号「地域医療連携推進法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」（2024年３月18日）については、2024年４月１日から適用する。

# 《付録　独立監査人の監査報告書の文例》

以下において、地域医療連携推進法人において法定監査を実施する場合の監査報告書の文例を示し、実務の参考に供するものとする。

１．無限定意見

文例１－医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第51条第５項に基づく計算書類に対する法定監査である場合の文例

文例２－継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続事業の前提に関する事項が計算書類に適切に記載されていると判断して無限定意見を表明する場合の文例

２．除外事項付意見

(1) 限定付意見

文例３－重要な虚偽表示による限定付意見の場合の文例

文例４－監査範囲の制約による限定付意見の場合の文例

(2) 否定的意見

文例５－否定的意見の文例

(3) 意見不表明

文例６－監査範囲の制約による意見不表明の文例

３．「強調事項」区分を設ける場合の文例

文例７－「強調事項」区分を設ける場合の文例

１．無限定意見

文例１－医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第51条第５項の規定に基づく計算書類に対する法定監査である場合の文例

（文例の前提となる状況）

監査人は、監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手し、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 独立監査人の監査報告書  ×年×月×日  地域医療連携推進法人○○  理事会　御中（注１）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ○○監査法人  ○○県□□市 | | | | 指定社員  業務執行社員 | 公認会計士 | 〇〇〇〇 | | 指定社員  業務執行社員 | 公認会計士 | 〇〇〇〇 |   （注２）（注３）  監査意見  当監査法人（注４）は、医療法第70条の14において読み替えて準用する医療法第51条第５項の規定に基づき、地域医療連携推進法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××会計年度（注５）の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。  　当監査法人（注４）は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第19号（平成29年３月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。  監査意見の根拠  当監査法人（注４）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人（注４）の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注４）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注４）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。  その他の記載内容  その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。  当監査法人（注４）の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人（注４）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。  計算書類の監査における当監査法人（注４）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人（注４）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。  当監査法人（注４）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  その他の記載内容に関して、当監査法人（注４）が報告すべき事項はない。（注６）  計算書類に対する理事者及び監事の責任  理事者の責任は、厚生労働省令第19号（平成29年３月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。  計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第19号（平成29年３月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。  監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。  計算書類の監査における監査人の責任  監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。  監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。（注７）  ・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。  ・　計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。  ・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。  ・　理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。  ・　計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第19号（平成29年３月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。  監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  利害関係  法人と当監査法人又は業務執行社員（注４）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  以　　上 |

（注１）　監査報告書の宛先は、法令等又は契約条件において規定されていることがある。監査対象となる計算書類を作成する法人の機関設計に応じて、監査報告書の提出先を宛先とする。

（注２）　監査責任者が電子署名を行う場合には、監査報告書にその氏名を表示する。

（注３）　①　独立監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○○監査法人  ○○県□□市 | | |
| 代表社員  業務執行社員 | 公認会計士 | ○○○○ |
| 業務執行社員 | 公認会計士 | ○○○○ |
|  |  | （注２） |

②　独立監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○○有限責任監査法人  ○○事務所（注８） | | |
| 指定有限責任社員  業務執行社員 | 公認会計士 | ○○○○ |
| 指定有限責任社員  業務執行社員 | 公認会計士 | ○○○○ |
|  |  | （注２） |

③　独立監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○○公認会計士事務所  ○○県□□市 | | |
|  | 公認会計士 | ○○○○ |
| ○○公認会計士事務所 | | |
|  | 公認会計士 | ○○○○ |
|  |  | （注２） |

（注４）　独立監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

（注５）　法人の会計年度の呼称に合わせる。

（注６）　監査報告書日より後にその他の記載内容の一部又は全部を入手する予定である場合は、監基報720付録２文例２又は文例３を参照する。また、監査報告書日以前にその他の記載内容を全て入手したが、当該その他の記載内容に関して重要な誤りが存在すると結論付けた場合には監基報720付録２文例４を参照する。

なお、医療法第70条の14において読み替えて準用する同法第51条第１項において、「医療法人は、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。」とあることから、会計年度終了後２月以内の期間を超えて監査報告書が発行される場合には、上述の「監査報告書日より後にその他の記載内容の一部又は全部を入手する予定である場合」は想定されない。

（注７）　計算書類に対する監査で監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」を適用する場合には、以下の文を実施項目に追加する。

・　計算書類に対する意見を表明するために、計算書類に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

（注８）　事業所の都市名を記載する場合は、「○○県□□市」のように記載する。

文例２－継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続事業の前提に関する事項が計算書類に適切に記載されていると判断して無限定意見を表明する場合の文例

|  |
| --- |
| 監査意見  （文例１に同じ）  監査意見の根拠  （文例１に同じ）  継続事業の前提に関する重要な不確実性  継続事業の前提に関する注記に記載されているとおり、法人は、……の状況にあることから、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続事業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。  当該事項は、当監査法人（注４）の意見に影響を及ぼすものではない。  その他の記載内容  （文例１に同じ）  計算書類に対する理事者及び監事の責任  （文例１に同じ）  計算書類の監査における監査人の責任  （文例１に同じ） |

（注４）　文例１に同じ。

２．除外事項付意見

(1) 限定付意見

文例３－重要な虚偽表示による限定付意見の場合の文例

（文例の前提となる状況）

監査人が監査報告書以前に全てのその他の記載内容を入手し、計算書類の重要な虚偽表示があり、その他の記載内容にも影響する。

|  |
| --- |
| 限定付意見  当監査法人（注４）は、医療法第70条の14において読み替えて準用する医療法第51条第５項の規定に基づき、地域医療連携推進法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××会計年度（注５）の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。  当監査法人（注４）は、上記の計算書類が、「限定付意見の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす影響を除き、全ての重要な点において厚生労働省令第19号（平成29年３月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。  限定付意見の根拠  法人は、……について、……ではなく、……により計上している。厚生労働省令第19号（平成29年３月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠していれば、……を計上することが必要である。この結果、……は××百万円過大（過少）に表示されている。この影響は……である（注９）。したがって、計算書類に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。  当監査法人（注４）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人（注４）の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注４）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注４）は、限定付意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。  その他の記載内容  その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。  当監査法人（注４）の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人（注４）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。  計算書類の監査における当監査法人（注４）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人（注４）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。  当監査法人（注４）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  上記の「限定付意見の根拠」に記載したとおり、法人は、……を計上することが必要であった。  当監査法人（注４）は、同様の理由から、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表に含まれる……を計上しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。  計算書類に対する理事者及び監事の責任  （文例１に同じ）  計算書類の監査における監査人の責任  （文例１に同じ） |

（注４）（注５）　文例１に同じ。

（注９）　「……」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、否定的意見ではなく限定付意見とした理由を、計算書類利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第１号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス）」Ｑ１－６「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

文例４－監査範囲の制約による限定付意見の場合の文例

（文例の前提となる状況）

監査人が監査報告書以前に全てのその他の記載内容を入手し、また計算書類の重要な項目に関して監査範囲の制約があり、当該制約がその他の記載内容にも影響する。

|  |
| --- |
| 限定付意見  当監査法人（注４）は、医療法第70条の14において読み替えて準用する医療法第51条第５項の規定に基づき、地域医療連携推進法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××会計年度（注５）の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。  当監査法人（注４）は、上記の計算書類が、「限定付意見の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、全ての重要な点において厚生労働省令第19号（平成29年３月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。  限定付意見の根拠  法人は、……している。当監査法人（注４）は、……により……できなかったため、……について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。  したがって、当監査法人（注４）は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は……である（注10）。したがって、計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。  当監査法人（注４）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人（注４）の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注４）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注４）は、限定付意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。  その他の記載内容  その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。  当監査法人（注４）の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人（注４）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。  計算書類の監査における当監査法人（注４）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人（注４）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。  当監査法人（注４）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  上記の「限定付意見の根拠」に記載したとおり、当監査法人（注４）は、……について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。  したがって、当監査法人（注４）は、当該事項に関するその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか判断することができなかった。  計算書類に対する理事者及び監事の責任  （文例１に同じ）  計算書類の監査における監査人の責任  （文例１に同じ） |

（注４）（注５）　文例１に同じ。

（注10）　「……」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、意見不表明ではなく限定付意見とした理由を、計算書類利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第１号「監査報告書に係るＱ＆Ａ（実務ガイダンス）」Ｑ１－６「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

(2) 否定的意見

文例５－否定的意見の文例

（文例の前提となる状況）

監査人が監査報告書以前に全てのその他の記載内容を入手し、また計算書類に対する否定的意見がその他の記載内容にも影響する。

|  |
| --- |
| 否定的意見  当監査法人（注４）は、医療法第70条の14において読み替えて準用する医療法第51条第５項の規定に基づき、地域医療連携推進法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××会計年度（注５）の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。  当監査法人（注４）は、上記の計算書類が、「否定的意見の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす影響の重要性に鑑み、厚生労働省令第19号（平成29年３月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されていないものと認める。  否定的意見の根拠  法人は、……について、……ではなく、……により計上している。厚生労働省令第19号（平成29年３月21日）において定められた地域医療連携推進法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠していれば、……を計上することが必要である。この結果、……は××百万円過大（過少）に表示されている。  当監査法人（注４）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人（注４）の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注４）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注４）は、否定的意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。  その他の記載内容  その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。  当監査法人（注４）の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人（注４）はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。  計算書類の監査における当監査法人（注４）の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人（注４）が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。  当監査法人（注４）は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  上記の「否定的意見の根拠」に記載したとおり、法人は、……を計上することが必要であった。  当監査法人（注４）は、同様の理由から、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表に含まれる……を計上しなかったことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。  計算書類に対する理事者及び監事の責任  （文例１に同じ）  計算書類の監査における監査人の責任  （文例１に同じ） |

（注４）（注５）　文例１に同じ。

(3) 意見不表明

文例６－監査範囲の制約による意見不表明の文例

監査人が計算書類に対する意見を表明しない場合、その他の記載内容に関する区分は含めない（監基報720 A56項参照）。

|  |
| --- |
| 意見不表明  当監査法人（注４）は、医療法第70条の14において読み替えて準用する医療法第51条第５項の規定に基づき、地域医療連携推進法人〇〇の×年×月×日から×年×月×日までの××会計年度（注５）の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。  当監査法人（注４）は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、監査意見を表明しない。  意見不表明の根拠  当監査法人（注４）は、……（意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった理由を記載する。）……。その結果、当監査法人（注４）は、……に関して、何らかの修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。  計算書類に対する理事者及び監事の責任  （文例１に同じ）  計算書類の監査における監査人の責任  監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人（注４）は計算書類に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人（注４）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。 |

（注４）（注５）　文例１に同じ。

３．「強調事項」区分を設ける場合の文例

以下において、「強調事項」を記載する場合の文例を示すこととする。「強調事項」を記載する場合には、計算書類における記載箇所と関連付けて強調する事項を明瞭に記載する必要がある。なお、除外事項付意見を表明する場合には、監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」において掲げられている文例を参考にされたい。

文例７－「強調事項」区分を設ける場合の文例

|  |
| --- |
| 監査意見  （文例１に同じ）  監査意見の根拠  （文例１に同じ）  その他の記載内容  （文例１に同じ）  強調事項  重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記Ｘ（重要な後発事象）に記載されているとおり、法人は、医療機関相互間の連携に資することを目的として、病院事業を譲り受けることを、×年×月×日開催の理事会において決議している。（注11）  当該事項は、当監査法人（注４）の意見に影響を及ぼすものではない。  計算書類に対する理事者及び監事の責任  （文例１に同じ）  計算書類の監査における監査人の責任  （文例１に同じ） |

（注４）　文例１に同じ。

（注11）　監査人は、重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記で使用されている用語を使用する。

以　　上